

令和7年度第1回多摩市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

にちじ 日時	れいわ7ねん7がつ30にち 令和7年7月30日（水曜日）	ばしよ 場所	たましやくしよ 多摩市役所 301・302 かいぎしつ 会議室
しゅっせきしゃ 出席者 ※ 敬称略	いいん 委員	やじま かしわぎ みほし すずき みやはら あげがみ いちかわ みやざき おりかさ ふじよし 矢嶋、柏木、三橋、鈴木、宮原、畔上、市川、宮崎、折笠、藤吉、 せあ なかはら 瀬尾、中原	
	しょうがい ふくしか 障害福祉課 じむきょく （事務局）	ひらまつ ありが うつのみや うえの なかむら せんぼくや えのもと たなか 平松、有賀、宇都宮、上野、中村、仙北屋、榎本、田中	
けつせきしゃ 欠席者 ※ 敬称略	いいん 委員	せきはじめ さとう ののだ 関 哉、佐藤、篠田	
きろくしゃ 記録者	じむきょく 事務局		
こうちく 項目	かいかい 開会		
	1 いいんしょうかい 委員紹介		
	2 しょうがいりかいでまえこうざ 障害理解出前講座について		
	3 しょうがいしゃさべつ かん そうだん 障がい者差別に関する相談について		
	4 こんご とりくみよてい 今後の取組予定について		
	5 その他		
	へいかい 閉会		
	しょうさい 詳細		
いいんしょうかい 1 委員紹介	しりょう 資料1	いいんめいぼ せつめい 委員名簿 説明	
	じむきょく 【事務局】	しのだいいん あげがみいいん みやざきいいん あら しゅうにん ふくかいちょう かねべいいん 篠田委員、畔上委員、宮崎委員が新たに就任した。また、副会長だった川辺委員が かいしよく となつたため、あらたな ふくかいちょう せんにん をねが じせん・たせん かた 解嘱となったため、新たな副会長の選任をお願いしたい。自薦・他薦の方はいるか。 ⇒ 自薦・他薦なし	
	じむきょく 【事務局】	それでは、事務局から、あげがみいいん ていあん それでは、事務局から、畔上委員を提案するが、いかがか。 ⇒ ぜんしゅっせきいいん しょうにん けつてい ⇒ 全出席委員から承認をいただき、決定。	
しょうがい 2 障害 りかいでまえこうざ 理解出前講座 について	しりょう 資料2	しょうがいりかいでまえこうざ せつめい 障害理解出前講座について 説明	
	こうざないよう さくせい けつてい 講座内容の作成・決定について、	けんりょうごせんもんぶがかい いけん と い すず 権利擁護専門部会などの意見も取り入れながら進めて ほ 欲しい。	
	じむきょく 【事務局】	とうじしゃ さんか しょうがいりかひ すず おも けんりょうごせんもんぶがかい いけん 当事者の参加によって、障害理解が進むと思う。そのため、権利擁護専門部会でも意見を うかが 伺ってきたい。	
	でまえこうざ 出前講座は	よ とりく こんねんど しけんてき とりく たいしょうじぎょうしゃ しなひ とても良い取組み。今年度は試験的な取組みであり、対象事業者が市内と のこただが、ふくすう じぎょうしゃ そうてい 複数の事業者を想定しているのか。また、さまざま ぎょうしゆ いんしよく いりよう 様々な業種（飲食、医療など） を想定しているのか。 【事務局】	

今年度は初めての取組みのため、準備に時間がかかる。そのため、実施できたとしても1、2事業所程度になると思われる。業種については、現時点では絞る予定はない。

業種によって合理的配慮の内容も異なる可能性があるので、色々な業種で試行錯誤しながら進めていけると良い。

3 障がい者差別に関する相談について

資料3 障がい者差別に関する相談について 説明

(1) 合理的配慮の不提供関係

相談1 障がいのある方の投票所における投票方法

参考資料である総務省の資料について。

【事務局】

総務省から周知依頼があったため、この協議会の場で配布している。

相談2 市内イベントの募集について

資料の補足を説明する。団体が求めていた合理的配慮(ステージの高さやスロープの設置状況)について、車椅子利用者からの要望を主催者側へ伝えたところ、「(主催者側が)合理的配慮ができていないというのか」という趣旨の返答をされた。その後、出演の断りのメールが届いたが、その理由としては、応募したパフォーマンス内容が募集要件であるテーマに沿っていないということだった。しかし、障がい者団体、市、主催者側の三者で話し合い、最終的には出演ができた。その一方で、やり取りが全てメールだったため、文面だけでは理解できない部分があったので電話をかけたが、繋がらなかった。今後は、電話または対面でのやり取りをしてもらえるということで改善してもらえるようになった。

【事務局】

事務局としては、文面だけではない電話や対面でのやり取りの中で、障害理解を進めていく必要があると改めて感じている。

相談3 市内施設内の点字ブロック敷設 説明

施設管理者の会社が大きいいため管轄が分かれており、会社の担当者も判断し切れないところがあったため、障害福祉課に立会いをしてもらいながら、調整をしている。現在は7月末の回答を待っているところ。今後については、私有地なので行政からの申し出は難しいところもあるが、障がい者に寄り添った方向性で取組んでいければいいと思うので、障害福祉課には引き続きご協力いただきたい。

【事務局】

げんざい しせつかんりしゃ けんとうちゆう こんご さんしゃ きようぎ おこな
現在、施設管理者が検討中。今後も三者で協議を行ってきたい。

•また、別の相談案件をここで提案したい。多摩市障害福祉サービス事業所等従事者資格
等取得費補助金が創設されたところであるが、ガイドヘルパーの講習を受けても、この
補助金の対象とならないことがあると判明した。この補助金の対象者は「多摩市内の
事業所で就労を開始し、3か月以上（研修の修了後に限る）継続して就労」「従事時間
が就労を開始した後の3か月間に48時間を超えて就労している」を条件としている
が、これは視覚障がい者のガイドヘルパーの仕事の特性に合わない。ガイドヘルパーは
短時間の仕事を繰り返すことが多いため、48時間という条件を満たすのが難しい。そ
のため、せっかくガイドヘルパーになりたいと思っても補助金が受けられない状況にな
っている。事業所も、多摩市の事業所のみが対象となっているので、他市の事業所に勤務
したとしても積算されない。この点について再検討をお願いしたい。

【事務局】

多摩市障害福祉サービス事業所等従事者資格等取得費補助金については、今年度の4月か
ら始まった多摩市独自の制度となる。この制度は、人材の確保と定着を目的としており、
補助の対象者要件の設定について、あまりに短時間での就労時間しか満たさない者も認
めてしまうと、この制度の性質や目的を達成することが難しくなってしまうことから、
就労開始後の3か月の間で48時間勤務という要件設定をしている。今年度に制度を
開始したこともあり、すぐに要件を変更することは考えていないが、いただいたご意見を
踏まえ、今後適切な事業運営に向けて検討を進めていきたい。

•ガイドヘルパーの仕事は短時間のものを繰り返すことが多いため、短時間だから補助
金の対象者要件に当てはまらないとして断られてしまうと、せっかくの養成や
マッチングがうまくいかない。ガイドヘルパーは決まった曜日、決まった時間に派遣され
る繰り返しの仕事ではなくて、単発的に派遣されるものなので、事業者は多くの人材を
抱え、いつでも派遣できるような体制である必要があるから、ヘルパーはどうしても
短時間の就労になってしまう。対象者要件を満たすために、複数時間必要となると、一人
に仕事が集まってしまうので、不公平となってしまう。この要綱をすぐに変えることは
難しいとしても、このような制度となっている以上、ガイドヘルパーになりたい人に対し
て、補助金の案内ができない。そのため、社会福祉協議会の畔上委員にも意見を聞いて、
だきようさくもさくほ げんじよう たまし がいどへるばー ほか じぎょうしよ
妥協策を模索して欲しい。現状、多摩市のガイドヘルパーは減っている。他の事業所と
一緒に契約しないと、収入が減ってしまう。多摩市だけだと収入が減ってしまうので、
他市でやった方がもっと収入が得られるとなると、多摩市から離れていってしまう傾向
となる。その辺りを十分に検討しないと、結果的には当事者への差別に繋がってしまう。

•実態として、補助金の申請希望のガイドヘルパーが1名登録されている。だが、同行援護
が活動の性質上、早めに依頼をもらうことが多い。実際に登録しても、翌月までは
マッチングが終了しているのでは、すぐに入れない。また、利用者も慣れたヘルパーを希望
することが多いので、新しいヘルパーも利用してもらえるように社協での調整が必要。
そのため、登録されてから3か月以内に48時間を満たすことが難しい。複数事業所で

登録していれば可能。また、3か月よりも期間を長く設定していただけたら対象に当てはまることもできるのではないかと。

【事務局】

補助金創設の意味合いは、障害福祉計画の取組みとして人材の確保・養成が重要な位置づけとなっていることから、即座に対応を要する点があり、そこで人材の確保と定着を含めた要件設定を行ったところである。こういった点が重要な要件として認識してきたところだが、実際に運用をする中で、今回の意見を踏まえて、利用者や関係機関から意見をいただき、前向きに検討を重ねて制度を改善していきたい。

・ガイドヘルパーが増えるようにお願いいたします。

・要綱には見直しの期間が記載されていることがある。見直すにしても、いつか、ではなく、いつまでに改訂します、といったスケジュールを提示しないと、現実的ではない。現に、運用して数か月でこのような意見が出てきているので、こういったことがまた起きるかもしれない。そのため、現場の声を聞きながら、期限を決めて回答する、といったスケジュールを示した方が、現実的ではないか。そういったことを要綱へ記載するという考えはあるのか。

【事務局】

要綱は年度当初に制定している。見直しの規定は要綱には明文化していない。補助の要件を変更するという事は、予算が伴うことなので年度単位で行っている。数年といった長いスパンではなく、次年度以降には見直しの必要性に応じて対応を図れるように、具体的な取組みを進めていければと考えている。必ず実現できるというわけではないが、市の予算上の措置やルールに沿って進めていきたい。

・人材育成については、困った時に養成を始めるのでは遅い。足りなくなることが予測された段階で養成できてないと、使いたい時に使えなくなってしまうので、極力早めに制度を改善して欲しい。

・要綱を作るために市内事業所へのヒアリングはしたのか。

【事務局】

個別に全事業種別の事業所宛てにヒアリングを行ったものではないが、昨年度の自立支援協議会の中で概要案を示して協議していただいたところ。また適正な事業内容であるかについては、庁内の補助金の審査委員会へ付議して、予算の成立に向けて動いたところ。

・次回の差別解消支援地域協議会は3月で、その前に自立支援協議会もある。それまでに、どこの事業所からどのような方がこういった形で申請したか、といった具体例を会議でお示しいただいて、それをもとに来年度はどうするか、検討していきたい。ただ、これまで訴えていたヘルパー養成がようやく予算化されたのだから、検討を重ねるだけで人材確保に繋がらないことは避けたいので、タイムリーな対応をお願いしたい。

PDFだけでもルビを振ったり、読み上げソフト対応とするなど、検討いただきたい。
・検討していく。

・この冊子の表紙について、表紙のタイトルだけではなく、目次のようなインデックスを付けるとわかりやすいのではないかと。例えば「目が不自由な人」「車椅子が必要な人」等、対象者の項目があるとわかりやすいと思う。また、中のページにも同じような印があるとわかりやすい。

・今回の冊子には確かに目次がない。次回の改訂に反映していきたい。また、ホームページからダウンロードできるように掲載しているので、そちらで工夫していきたい。

・パソコンが苦手な人もいます。そういった人への対応も考えて欲しい。音声で聞くことができる、など。

・音声対応は確認する。ホームページから確認する際に、何がどこに掲載されているかの説明書きの工夫を検討していきたい。

【事務局】

3月の協議会でも報告した助言・あっせん部会について、その後の経過について報告する。個人情報に関する内容となるので、ここからは非公開とする。

・本日の議題は以上となります。その他、ご質問やご意見はございませんか。
⇒意見なし

【事務局】

次回の会議は3月を予定している。

・それでは、これで本日の多摩市障がい者差別解消支援地域協議会を終了する。